

静岡市の高等教育の在り方検討会 （発表要約）

2018年6月19日

浅利 昌男

○高等教育機関（大学）の果たすべき役割は知識や技術の継承、人材育成、研究成果の社会還元となることである。

（1）【検討会の課題。テーマは地域活性】

○静岡市内や県内外からの大学進学者を静岡市が開設する高等教育機関（大学）に集め、卒業生が市内・県内に就職するにはどうしたらよいか。

○学生を静岡の特色ある地域資産、地域資源および中核産業を支える専門人材として育成し、その人材および研究成果を以て地域を活性化させるためにはどうしたらよいか。

（2）【市内に設立する高等教育機関（大学）の在り方】

○地域社会における大学の役割が地域のニーズを満たしているか。地域のニーズや特色をしっかりと捉えた高等教育機関（大学）の設置が必要である。

○開設に公費を使う以上、人材育成という面のみならず、研究面においても高い公益性が求められ、その成果が、地域が持つ課題の解決や地域産業等の発展に貢献しなければならない。

(3) 【市内に設立する高等教育機関（大学）の具体的な姿】

○静岡市が持つ行政資産や観光資源の管理・運営策や地域産業が持つノウハウや課題解決策を学ぶ人材、ならびに地域の特色ある産業の発展や世界展開に貢献できる人材育成を目指して、県内だけでなく日本全国や海外からの学生が集まるようなオンリーワンで魅力ある高等教育機関（大学）を設置する。

○この高等教育機関（大学）では地元や他都道府県の高校生が進学したくなるようなローカル、グローバル両側面からの実践的な教育（実学教育）を展開する。

・静岡市で、社会未来事業を学ぶ。

(4) 【地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）】

市長のリーダーシップの下で、①静岡市⇔②市内にある既存大学および新設の高等教育機関（大学）⇔③静岡市を本拠とする企業・産業界との間でコンソーシアムを形成し、静岡市の産業振興と高等教育機関（既設・新設の大学）での専門的人材育成の一体的推進をはかり、静岡を象徴する分野においてグローバルに競争力を持つ拠点を構築する。このような取り組みに交付金制度を創設する法律案が現在検討されている。

(5) 【国の取り組み】

(4) で紹介したように、地域振興と高等教育の在り方の議論が国レベルで進んでいる。

実際、第3期中期目標期間における国立大学改革についても、既存の大学の強みや特色を發揮して機能強化の方向性に応じた取り組みにきめ細かな支援をしている。

一例：宇都宮大学 — 地域デザイン科学部設置（平成28年度）。地域対応力を養う実践的教育プログラムを実施。地域の課題解決に向けて行動できる能力である地域対応力を養うため、文理の専門領域を超えた学部共通の教育プログラムの開発などの取り組み。—
も参考になる。

(6) 【新しい高等教育機関（大学）を考えるときに】

吉見俊哉先生（東京大学、ハーバード大学）の提案*が参考になる。

大学の使命は教育を通じて人を作ること。北米の大学では、教育プログラム、教育支援体制、大学図書館の利用など、授業の作り込みの度合い、図書館の活用、事前の学修、講義、事後の学修と、その反復によって学生の能力を伸ばす学びの仕掛けがある。事務組織も教学活動に対して組織的な分業が出来ている。このような大学の高度化と質的充実を目指して、日本の大学は脱皮しなければならない。

*教育学術新聞平成30年4月25日号（対談）より

(7) 【新しい袋には新しい水を】

新しく静岡市に設立する高等教育機関（大学）は既存の日本の大学教育にはない、教育評価の高い北米の大学の教育の仕組みを取り入れた大学とするべきで、そこには多世代、多国籍の学生を受け入れたい。ここでは新しい教育の仕掛けの中で、静岡市をモデルにした、市の特色ある地場産業の開発、育成、発展を、また地域が持つ課題の解決策などを教育・研究して、その成果を日本国内あるいは世界に向けて発信し、地域の活性化を担う人材を社会に輩出する。

まとめ

はじめから新しい高等教育機関（大学）設立ありきではない。ここでは新設を含め、さまざまな可能性を議論すべきであり、現在、国で推進している前掲（4）コンソーシアムのなかで専門的人材育成の一体的推進をはかり、静岡の特色ある分野において競争力をさらに強化するような拠点を構築することも視野に入れるべきである。